

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告の件がありますので、係長をして朗読させます。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総行第38号。令和3年3月18日。

下田市議会議長、小泉孝敬様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和3年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1. 件名。

議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について。

2. 訂正箇所。

別紙のとおり。

3. 訂正理由。

条例の効力を、公布の日から即時に適用するべきと判断したため。

続きまして、令和3年3月18日、下田市議会議長、小泉孝敬様。

発議者、下田市議会議員、江田邦明。

同じく、進士為雄。

議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続きまして、令和3年3月18日、下田市議会議長、小泉孝敬様。

発議者、下田市議会議員、矢田部邦夫。

同じく、佐々木清和。

議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君）　ここで暫時休憩します。

ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前10時　2分休憩

午前10時18分再開

- 議長（小泉孝敬君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

- 議長（小泉孝敬君）　ここで市長から発言を求められております。これを許可します。

市長。

- 市長（松木正一郎君）　おはようございます。

本日、議第14号と第15号の2本につきまして訂正の申入れをいたしました。これらの議案は共に新型コロナウイルス感染症の発生した場合において、その事務に従事した場合、特殊勤務手当が支給できるよう条例を整えるというものでございます。今般の議会におけます皆様の御議論、御意見を踏まえ、施行について公布の日から即時に適用すべきと判断したため、施行期日を公布の日からと改めるものでございます。

なお、この施行に伴います予算の確保につきましては、予備費にて対応可能と考えております。

御審議につきまして御配慮、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君）　お諮りいたします。

本日、市長から、議第14号　下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号　下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、原案の訂正の申出がありました。

議第14号、議第15号の原案訂正について、日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第14号、議第15号の原案訂正についてを日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号、議第15号は日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

議第14号の説明・質疑・採決

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案訂正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

- 統合政策課長（平井孝一君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。併せて、申し訳ございませんでした。

それでは、令和3年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について御説明申し上げます。

本日、議席配付いたしました議案訂正の申入れ、事務連絡に次ぐ次の資料を御覧ください。

令和3年3月18日付、下総行第38号、令和3年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正についての写しを御覧ください。

原案訂正は、議第14号と議第15号の2件でございます。

原案訂正の1件目、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

訂正箇所につきましては、次の別紙のとおり、議第14号議案件名簿8ページ下段の附則について、この条例は令和3年4月1日から施行するを、この条例は公布日から施行するに訂正するものでございます。

理由につきましては、3月11日、総務文教委員会の審議における委員皆さんの意見を踏まえ、条例の効力を公布の日から即時に適用すべき、不測の事態に対し備えが必要と判断した

ためでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案訂正の内容についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（小泉孝敬君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号の原案訂正については、これを承認することに決定しました。

議第15号の説明・質疑・採決

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についての原案訂正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

- 統合政策課長（平井孝一君） 続きまして、原案訂正の2件目、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

原案訂正についての写しを御覧ください。

訂正箇所につきましては、次の別紙のとおり、議第15号議案件名簿10ページ下段の附則、施行日について、この条例は令和3年4月1日から施行するを、この条例は公布の日から施行するに訂正するものでございます。

理由につきましては、議第14号と同様、3月11日の総務文教委員会の審議における委員の皆様の見解を踏まえ、条例の効力を公布の日から即時に適用すべき、不測の事態に対し備えが必要と判断したためでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についての原案訂正の内容について、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正について、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第15号の原案訂正については、これを承認することに決定しました。

この後、総務文教委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

午前 10 時 25 分休憩

午前 10 時 50 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

係長。

○庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

令和3年3月18日、下田市議会議長、小泉孝敬様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。

同じく、佐々木清和。

議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前 10 時 51 分休憩

午前 10 時 56 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

- 議長（小泉孝敬君） 日程により、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第13号 市有財産（建物）の譲与について、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算、議第23号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第24号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第25号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第26号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第27号 令和3年度下田市介護保険特別会計予算、議第28号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第29号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算、議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算、以上19件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めますが、ここで10分間休憩といたします。11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、各常任委員長から報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

- 産業厚生委員長（進士為雄君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

１．議案の名称。

１）議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

２）議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

３）議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

４）議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

５）議第22号 令和３年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

６）議第24号 令和３年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

７）議第26号 令和３年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

８）議第27号 令和３年度下田市介護保険特別会計予算。

９）議第28号 令和３年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

10）議第29号 令和３年度下田市集落排水事業特別会計予算。

11）議第30号 令和３年度下田市水道事業会計予算。

12）議第31号 令和３年度下田市下水道事業会計予算。

２．審査の経過。

３月11日、12日、15日の３日間、第２委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、佐々木税務課長、高野環境対策課長、長谷川観光交流課長、樋口産業振興課長、土屋上下水道課長、白井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

２）議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

４）議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の
人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

５）議第22号 令和３年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

６）議第24号 令和３年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

７）議第26号 令和３年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

８）議第27号 令和３年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

９）議第28号 令和３年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10）議第29号 令和３年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に係る事業に関して、本当に困っている生活困窮者や事業実施時期や市内経済の循環というところに対して、この事業がよいかどうか、また議会からの意見も反映されているかという、なかなかそうに感じられない部分があるとの意見がありました。

また、議案審査の中、下田市観光協会補助金（魅力的空間創設事業分）を削除する修正をすべきとの意見も出ましたが、総務文教委員会付託部分の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金及び予備費も含めての修正となり、当委員会での予算修正ができないため、委員会の採決においてはやむを得ず賛成し、本会議において修正案を提出することとなった旨を申し添えます。

以上をもって報告を終わります。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 委員長、どうも御苦労さまでした。

ただいま、最後の口頭で、下田市観光協会の補助金1,200万円を修正するということを全員、委員会としては可決したということで、私もそれは尊重したいと思います。ただ、御承知のとおり、本年度の施政方針にも、市長からこの本年の重要課題は新型コロナ対策、感染症対策と、あとは新庁舎の建設、ワーケーションと、3つの事業が最も重要な課題だと、こういう形で発表されているわけであります。そういう点からすると、審議ですが、委員長の報告の中で、審議の経過を見ますと、各課長を呼んで、担当課長を呼んでいるだけでありますけれども、委員の方から、これは市長の重要政策なので、市長なり副市長を呼んで、意向を聞こうじゃないかと、こういう意見はありませんでしたか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） そのような意見はありませんでした。

- 12番（大川敏雄君） 分かりました。
- 議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 予算書の145ページのあずさ山の家の管理事業について、御案内のように、この2年間、休止をしているという現状であったかと思うんですが、これらについて、方向づけはどのようにしていくのか、審議がされたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、予算書の151ページの空き家店舗等有効活用推進事業の委託が100万円ほど出ておりますが、今年度はどのような展望でこの事業が展開されるのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに樋村邸の改修が進められて、ワーケーション、三菱地所ですか、等にどうするのか知りませんが、事業展開はそこに頼むんだと、そういうことの報告をいただいているかと思いますが、事業計画がどのように進められていくのか。提出されたこの資料によりますと、ある一定の部分のところを三菱地所に貸し付けると、年間の借用料は60万円だと、こういうような話もちょっと聞き漏れてきておりますけれども、事実なのかと。地方自治法からいって、市が1億5,200万円からの費用を出した施設を一事業者に貸し付けるということは、地方自治法上、許されていないと私は理解をするわけであります。どのような審議がそこでなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、観光協会へのあじさい祭りへの1,200万円ですか、この財源そのものがコロナ対策の本当に困っている人に充てるべき費用をそこに充てていると、こういう御指摘がされたと思うんですが、その1,200万円の観光協会が進めようとしている内容はどのようなものか、併せてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

- 産業厚生委員長（進士為雄君） 少しお待ちください。

まず、あずさ山の家についてでございますけれども、いろいろな議論がありましたけれども、ちょっと待ってくださいね。山の家については、いわゆる今、何も活動していないということで、ある程度の経費がかかっていると。それについてどのように、そのものがいわゆ

る何も使っていないのに経費がかかっているというものに対しての質疑がありました。それに対してのお答えは、以前にもあったんですが、何でしたっけ、診療所を開こうとか、そういうような申出も幾つかあったと。いまだにそのような申出がある中で、いわゆる空き家にして、ある程度管理していかないと、いわゆる建物に影響があるんで、まだまだ申出がある中で、今、選択しているというかな、条件が合致するというか、中身を見ながら、それを今模索しているところだというようなお話だったというふうに記憶しております。ちょっと議事録が定かでないんで申し訳ないんですけど、記憶の中での話になりますけど。

あと、ほかの意見の中では、売却的なことも考えてもいいんじゃないかというような意見もあったかと、ちょっと記憶しておりますけれども、ちょっと記憶で大変申し訳ないんですけども、ほかの質問もいっぱいある中で、ちょっとまだ議事録が起こされてないもんですから、そのような議論はあったかというふうに思います。

次に、151ページ、空き家ですね、空き家対策。空き家対策については、ちょっと待ってくださいね。空き家対策の有効利用の業務委託は、どういうところに委託するかというような質問があったかと思います。答えの中では、L I F U L L さんですね、あそこで展開していますよね、各地のところ、あの業者さんをお願いするというような意見とか、あと、そのような議論はあったかと思いますが、それ以上の内容はなかったように記憶しておりますけれども、少しメモが整理されていなくて申し訳ないんですが、そのようなことはあったんじゃないかというふうに思います。

続きまして、ワーケーションについては、先ほど沢登議員のほうから60万円という家賃というお話、いわゆる家賃のお話もありました。どういう形でそういうものが決まってきたかというような質問があるわけですが、1つは、三菱地所さんですか、いわゆる三菱地所さんとの協議の中で、いわゆる何でしたっけね、横文字でよく分かんないな、いわゆる三菱地所さんがこれから展開していく中で、ワーケーションの中で、やっぱり三菱地所さんの中でポータルサイトとか、そういうものの中に市の内容も掲載する。いわゆる観光情報的なものも、そういうこれから三菱地所さんが運営していく中で進めていくというような話もございました。

そういう中で、いわゆる単純な家賃だけではかれない、プラスアルファの要するにものがあるというようなことの説明だったと思いますけれども、そういう中で、トータル的に下田に対して要するにその協議の中で、それが今後の効果に結びつくところ、また別の観光交流課の話、いわゆる審議の中でも、ワーケーションとの要するに結びつき、そういう中でいわ

ゆる三菱地所さんがそのポータルサイトの中に、下田の要するに宣伝的なものも加味しながらやっていくように協議したらどうかというような委員からの発言の中に、観光交流課のほうもいわゆる今後、そういうものも進めていくと。ですから、そういうことの中で1つの家賃が、純然たる坪幾らの相場の単価がどうのこうのというよりも、そういう協議の中でのメリットも含めての金額だというふうに理解したわけですが。

それと、あと155ページですか、あじさい祭りのあれですね。155ページの下田観光協会補助金、魅力的空間創設事業については、あじさい祭りをやる時に、そのあじさい祭りのお客を市内に誘導するような地域空間づくり、いわゆるアジサイのフラワーポットとか、いろんなものを用意しながらまちに誘導していくというような、そのような要するにものをお考えであると、そういうふうなお話だったかというふうに思います。

それと、先ほどの樋村医院の中で、沢登議員のほうから質問があった、貸付けができるのかという議論があったかないかというのは、できるできないという議論よりも、今言うような、先ほどのその金額について含めて、その決定の内容、その内容についての議論はありましたけれども、できるのかできないのかという議論はなかった、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 意見を含めて終わりたいと思いますが、あずさ山の家につきましては、農村体験施設として既に条例があるわけですから、条例の中に休止条例なんてないわけで、それは当局が勝手に休んでいるという具合に言われてもいたし方ないと思うわけです。条例がある以上、条例に基づいて運営をするというのが市民サービスの原則であると思います。条例があっても、そんなものはほっぽかして自由にできるなんていうような運営をしたんでは、法の下、条例の下、運営ということに当然ならないわけであります。

そして、内容的には地域の稲梓地区、須原地区の振興策であると同時に、元学校であったところでもありますので、海の家が田牛にあり、山の家が稲梓にあると、こういうことから考えても、教育委員会、社会教育のお知恵も借りて、地域のために運営をすると、181万円も何もしないのに経費だけかけていると、このような運営はまさに改めていただかなければならないと私は思うわけですが、そういう観点からの議論はなかったのかと、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、ワーケーションの樋村医院につきましては、当然それは普通財産ではないと思うわけです、行政財産だと。法律に基づいて、地方自治法に基づいて議論をしていかなきゃ

ならないのは事実だろうと思うわけです。そうすれば、それをどういう性格のものかという
ような規定が当然出てこようかと思います。公共の施設であることは明らかであり、ある場
合には、私は公の施設ではないかと思うわけです。1億5,200万円もかけて特定の業者に貸
し付けるといような結果になるわけですから、結果だけ見れば。市の税金を1億5,000万
円も使って特定の業者に特定の仕事をやらせると、そんなことは自治法は認めていないと私
は思うわけです。それが公の施設等であれば、指定管理という制度になっていくと、こうい
うことになるかと思うわけです。あるいは、市がやって、特定の部分を委託をするとか、
こういう形になろうと思うわけですが、ぜひともそこら辺の研究をしていただきたいと。そ
ういう点での議論がなかったというのは非常に残念であります、そのように思います。

それから、この1,200万円のあじさい祭りの空間を飾っていこうという、この事業ですが、
1,200万円を削っても、やはりある程度のあじさい祭りへの対応というのはしていかなけれ
ばならないと思うわけです。そういう観点から考えますと、かつて振興公社が城山の山アジ
サイが混み合っているものを大きな鉢に入れて、伊豆急駅や町内に飾ると、こういう事業を
展開してまいりました。これも公園等が振興公社の管理下にあったからそういうことができ
たと。今は建設課が管理になって、あるいは総務課が管理になって、そういう振興の観点が
欠落しているというような状態になっているんだらうと思うんです。ですから、そういうこ
とから考えますと、これは削っても事業としては一定のものを展開しなけりゃならないと私
は思うわけですが、それらの予算はなかなか黒船祭が従来どおりできない等々で、予算的に
も一定のところから回せる金額が出てくるんじゃないかとも思いますが、そういう議論はさ
れたのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。削ればいいのではなくて、その事業として
はやはり私は展開していく必要があるのではなかろうかというような思いもいたしますので、
そういう観点からの議論があったのかなかったのかをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 意見の部分は私のほうで答えるべきところではないですけ
れども、先ほどのあじさい祭りの関係、いわゆるどういう事業だかというお尋ねがあったの
と同時に、じゃあどういう意見があったのかという中では、いわゆる要するにコロナの感染
症の対策でやるには、要するに効果がないんだらうな。いわゆる自主財源でやるべきものじ
ゃないかと。この単年度、いわゆる来年ですね、来年度に1年で、例えばあじさい祭りや町

なかの要するに誘導ですかね、町なかに誘導するというようなものは単年度ででき上がるものではないだろうと。そういう面からすれば、コロナの要するに対応でやるべきものではなく、自主財源でやるべきだろうと。それも単年でそれが確立するわけではないんで、自主財源でどういう形はこれは執行側の人間が考えるべきことだろうと思いますけれども、自主財源で何年か続けて、それが定着するような形というのは、いわゆるコロナ事業にふさわしくないんじゃないかという、そういう議論ですね、そういう意見はあったと、そういうことは申し添えておきます。

ほかについては、ちょっと意見ということで、私のほうから意見に議論するところ、立場ではないんで、遠慮させていただきます。

- 13番（沢登英信君） ありがとうございます。

終わります。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

9番 進士濱美君。

- 9番（進士濱美君） 私のほうからも今、沢登議員から出ましたワーケーションの件を少し追加でお尋ねいたします。

それから135ページにありますごみ処理についての新たな業務委託が2件出ております。これと2点、続けてお尋ねいたします。

ワーケーションにつきましては、かねてより説明、それなりに受けてはきておるんですが、実はあそこはそもそもと言いますと、下田市の江戸中期、前期から中期にかけての御番所というのは、歴史上の拠点の1つであるという認識は皆様、お持ちであろうと思います。その中に樋村さんが療養所を兼ねて、最高の立地の中で医療をやられてきたわけですね。下田市の中においても、風景ともに最高立地の拠点にあるという認識であったんですが、そこにワーケーションという話が舞い込んでまいりました。

私が最初考えましたのは、三菱地所さんの話もございまして、そういった大手が一定のグループを組んで、総務省のバックの下、補助金を出しながら各自治体への人的な配置、交流、それから地方活性化へのきっかけと、そういう捉え方で私はしておったんですが、昨今聞きますと、家賃が60万円であったり、三菱地所さんに賃貸をすとか、それを先日の視察で初めて伺いまして、私、驚いたんですが。そもそもは斜線が引いてある場所というのは、ほぼ8割方近く引いてありまして、建物も入ってありましたよね。これは家賃ではなくて地代も入っているんだろうと思うんですが。

そうしますと、心配しますのは、そもそもがもう一つ、下田のまちづくりの中に歴史まちづくり法という制度がございまして、下田市が県下で3番目に認可を受けました、国の。その1つの拠点が御番所跡であります。これも立派に冊子の中で明示されております。よって、その辺を含めまして、下田城址跡もそうなんです、今村公もそうです、下岡蓮杖もそうです、こういった拠点を踏まえながら、民間の中でも手弁当で文化を支えていこうという動きが今でもあります。その中の一部として、ペリーロード、散策ロード、それから鍋田に回って御番所跡、それから隣の遊歩道、和歌の浦遊歩道、これ、お忘れの方も多いと思うんですが、ミシュラン2つ星の遊歩道です。ほとんど日本にはございません。そういったものがたなざらしになっております。それを動きますと、水族館に到着します。水族館から上を見ますと下田城址跡、下田公園ですね、こういうゴールデンルートがとても大事な部分として話されております。中で御番所というのはど真ん中にあるわけですね。それを、これ管轄というのはもう一つ、生涯学習課のほうで管轄しておると思うんですが、それを追いやって、あたかも活性化がまずありきということのような印象を私、持ったんですけれども、逆に歴史づくりを下田の基本としてつくっていくのが立派な活性化と、いわゆるまちづくり、はたまた観光にもつながっていくという考え方もあるわけです。そういう思いでおったんですが、そのワーケーションのほうの全貌はもう一つまだ見えない。

先日の樋口産業振興課長のお答えの中では、利用者の希望人数が1年間で300人というお話をされました。1人、1日1人ですね。1日1人という勘定になると思いますが、それに対して、下田市は交付金が、ほとんど国からの交付金になっておりますんで、下田の持ち出し分が2,500万円ぐらいだったと思うんですが、それを考慮しましても、やはり交付金といえども税金は税金、国税として我々が払っているわけです。国から来ているからいいという話ではないんですよ。一步譲って持ち出し分2,500万円としましても、60万円の家賃ないしは地代としますと42年かかります、償却するのに。こんなばかな計算というのは、銀行なんか持っていったら、とてもじゃないけど事業計画として門前払いの数字なんですよ。そもそもが樋村さんそのものが古い建物ですから、今、耐震化をやったところで、恐らく20年から30年がコンクリート上は耐久が、かつ潮風も来ますんで、そういう厳しく見なきゃならない中でいきますと、採算的に、事業的にこれ、なるんであるかと、下田市にとってどこにメリットがあるんだろうかという思いがいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 進士濱美議員、質問のほうを簡潔にお願いします。
- 9番（進士濱美君） はい、分かりました。

そういう、ちょっとやるせない気持ちで、ついしゃべりたくなるんですけども、その辺を十分に気をつけた上で、ワーケーションについても情報を出していただきたいと思います。

もう一点、ごみの問題、焼却場の問題ですが、135ページの中に。

- 議長（小泉孝敬君） 進士濱美議員、今の質疑の内容をもう一度。
- 9番（進士濱美君） 内容、結論ですか、これ、私の意見として結構です。

〔発言する者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質問ではないんですか。
- 9番（進士濱美君） 意見というか、いやいやいや、委員長に伺いますが、最後に1点伺いますが、その辺の具体的な、ワーケーションの具体的な内容については示されてきたのでしょうか、それが1点ですね。

それからごみについて簡単にお話ししますが、135ページの循環型社会形成という建前の下、計画されている業務委託、これが440万円上程されております。もう一方で、ごみ処理基本構想、再策定という、これも業務委託ですよ、252万円。この2点がどういうふうに捉えたらいいのかちょっとお尋ねしたいんですが、その辺の検討は確認されたのか否かということですね、をお尋ねいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

- 産業厚生委員長（進士為雄君） ワーケーションですね、ワーケーションについては、先ほど沢登議員のほうのお話にもあったように、いわゆる家賃の議論はありました。質問もありました。その中で、いわゆる当局の考え方とすれば、協議の中で決めていった金額だということです。その内容については、先ほども言ったように、地元のいわゆるポータルサイトとか、そういうこととか、何ですかね、市側に要するにある程度メリットを見合わせた中で、要するにその金額に落ち着いたと、そういう説明ですね。そういう説明があったというふうに思います。

それと、私の意見を言うべきところではありませんから、意見は私なりに持って、質問はしなかったわけですけども、それについては、後ほどもしあれでしたら、意見交換しても結構です。

それと、135ページの循環型社会のいわゆる委託ですね、これについてはどういうことかというような質問があった中で、いわゆるこれから処理場を整備していく中での交付金を頂く、いわゆる必須条件になっているわけですね、こういう計画をつくるということが。それ

はどういうことかといいますと、これからの焼却施設の中で1つあるのは、熱の要するに回収施設、いわゆる焼いたり何かを、焼却ですから焼いた熱が出ますね、それをどう使うかと、そういうような要するにものを考えていくということがこれからのいわゆる循環型社会の中の必須事業としての交付金の条件と、いわゆるこういう要するにきちんとした考え方を持たなければならないよというための委託ですよ。

あと、ごみ構想については、ごみ構想については質問はなかったと思いますが、ちょっと待ってください。

〔「なかったらいいです」と呼ぶ者あり〕

- 産業厚生委員長（進士為雄君） いや、漏れてたらちょっと失礼なんで申し訳ないですけども、全ていろいろ質問があったんで、ちょっと頭が整理し切れてないんですけども。いわゆるこのごみ構想というのは広域化に対する、いわゆる今まで別に基本構想も何もつくっているわけじゃないですよ。要するにスケールメリットの中で、各参加する各町との協議の中で、スケールメリットの中でやっていこうというところで、コンポストに対して研究はしたと。コンポストは断念したわけですから、次に今度は焼却に対しての基本構想、いわゆるどれぐらいの面積が必要だったり、漠然と大きな構想を練らなきゃならないと、そういうような説明はあったかというふうに思います。それ以上の話にはならなかったと思いますけれども。ですから、そういう意味では、この広域でやっていく中での大まかな金額だったり、そういうものもこれからつくっていかなきゃならないわけですね。その1つの構想を練る委託だというふうに説明の中で理解したように思います。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。
- 9番（進士濱美君） 分かりました。

ワーケーション、もう一点、1つ伺っておきたいことがあります。賃借ですから、あそこの御番所に三菱地所さんが使用供用しますと、一般の方は入れないということですか、立入禁止になるんですか、あれ。その辺の確認しておきたいと思います。

ごみの問題は、実は先日、南伊豆町の議会が終わりまして、その中でごみの問題が紛糾したそうです。一町会議員さんから伺ったんですが、岡部町長さんも答え切れなくて、再度24日に全協を開いてやりましょうという結論に至ったそうです。1つは、期限的な問題、3月末。それからもう一点は焼却方法、燃焼ですね、あるいは埋立方式、コンポスト方式、これらがまだ統一した了解を得られていないという議会が紛糾したようです。よって、昨日の新

聞では、伊豆新聞さんのほうでは、松崎と西伊豆さんは下田市の基本提案に寄り添っていかうかという記事も少し載っていましたが、その辺が少しまだ詰めたところまで話がいけないまま、話が勝手に進んでいるような気もするんですけれども、このごみの問題については委員会のほうでは、そこで終了して、あとは執行部の動きに任せようということで終了したんでしょうか。

ついでに申し上げますと、私が話したいことは、結局、議会の説明もまだ不足であると同時に、ごみの問題というのは、自治体においては、自治地域においては教育以上に、まずやるべき自治の仕事というのはごみ処理の問題です。環境衛生、生きていくための環境衛生です。それから教育等の重要なものに広がっていくんですけれども、そういった重要なごみの処理の業務について、あまりにも安易に流れ過ぎているんじゃないかという思いがしたものですから、今、質問させていただいたんですが。

委員会ではあれですか、今後またさらに詰めて理解を得ていくという、そういった動きはございませんでしたでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） ワークーションについての市民のいわゆる立入りというんですかね、その議論はなかったです。ただ、その前にあったのは、いわゆる御番所跡という中での案内がありますね、看板等の。樋村医院があったとき、もう既にそのものはないわけですから、御番所の形のものというのは。ですから、そのときに教育委員会で何ですか、提示してある、ああいう看板がどうなるのかとか、そういう議論はあったと思います。今までどおりにきちんと分かるようにするというようなところはどこかであったかのように記憶しておりますけれども、そういうことで、ちょっと市民が出入りが自由になるのかというのは、その議論はなかったと、そういうふうに思います。

それと、ごみの問題につきましては、実はその後に循環型社会というものをどういうふうに考えるかというような議論がありました。その中であるのは、市民の皆様がボランティアでごみ掃除をしていただきますよね。ああいう幾つかの団体があるということで、それが一番、1つのいいきっかけになるかと思いますけれども、やはりごみに対して、これから循環型社会を迎えるということは、市民の協力なくしてはできないんだと。それはどういうことかという、やはりこれから要するに循環型というのはもう間違いなく分別を今以上にやる、それを要するに分別したものをどう利用するかという話になるわけですね。特に今で言

っているのはプラスチックなんかの問題が出ています。そのことをやるためには、要するに市民の協力なくしてはならないと。ですから、今言うボランティアの皆さんは、ある面ではごみに対して相当協力的な皆さんだというふうに認識した中で、そういう人たちとの要するに意見交換を進めながら、そういう輪を広げていくということは、もう今からすぐやる、いわゆる何ですか、プラスチックが再利用するとかって、まだ国がはっきり指針出していませんよね。そういう中のやつが、いずれもう出てくる中では、下田はすぐそういうものに取りかかるためには、すぐにでもそういう皆さんとの要するにコラボをしながらごみの問題をどう広げていくかというような意見交換は行いました。

ですから、どちらかという要望的なところもあるかと思いますが、議員のほうの。突然、法が引かれたから、例えば分別をどうのこうのと言っても、市民の協力がすぐ得られるものではないと。せっかくそういう前向きにごみの清掃もやってくれている、そういうグループをまず一緒に仲間として、市民と一緒に循環型社会というものはやっていかなきゃいけないということからすれば、今からでもそういうものは、もう進めていきなさいよというような意見交換はしたつもりであります。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。
- 9番（進士濱美君） 分かりました。

ごみについて一言申し上げて終わりますけれども、ごみ、今、委員長がおっしゃったように、住民の協力なくしては成り立たない事業というのは、もうそのとおりです。100%そう思います。むしろ住民が、それが事業が成り立たないと生活ができないほど、当事者意識の活動ですから、ごみの処理というのは、朝昼晩と。これはむしろ言うなれば、新庁舎よりも住民にとっては、ごみ処理をどういう格好で携わっていくのか、地域で処理していくのかというのは、より自分ごと事業だと思います。よって、むしろ地域への説明会があってもいいくらいだと思うんですが、その前にまだ議員そのものが認識が私も含めてですけれども、ちょっと足りないんで、不安事と提示しながら、私のほうの質問は終わります。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩したいと思います。

午前11時57分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教委員長、滝内久生君の報告を求めます。

7 番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1) 議第13号 市有財産（建物）の譲与について。

2) 議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について。

4) 議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第22号 令和3年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

7) 議第23号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

8) 議第25号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計予算。

9) 議第26号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

10) 議第27号 令和3年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

11) 議第28号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

12) 議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

13) 議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算（人件費）。

2 . 審査の経過。

3月11日、12日、15日、18日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木生涯学習課長、平井統合政策課長、日吉総務課長、佐々木税務課長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、糸賀学校教育課長、佐藤議会事務局長、永井監査委員事務局長、鈴木会計管理者兼出納室長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に

審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

１）議第13号 市有財産（建物）の譲与について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

２）議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

４）議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

５）議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

６）議第22号 令和３年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

７）議第23号 令和３年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

８）議第25号 令和３年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

９）議第26号 令和３年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第27号 令和3年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第28号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(小泉孝敬君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

2番 中村 敦君。

○2番(中村 敦君) 議第22号 令和3年度下田市一般会計予算について質問させていただきます。

予算書107ページ、1455子育て支援対策事業の中で、子育て支援アプリについて。そして、予算書115ページ、1748ファミリーサポートセンター事業について、併せて質問させていただきます。

当局の予算説明の質疑においても質問させていただきましたが、改めて委員会でどのような審議がされたか、聞ところです。この2つはとてもいい事業だと、子育て支援にとっても必要な事業だと私も認識します。しかし、それにしては若干、市民の認知、活用、利用が少ないのではないかとということを指摘させていただきました。来年度の予算づけにおいては、やはりこの運用の仕方ということをしっかり見直していくことが必須だと考えますけれども、その辺についての委員会での審議と判断をお聞かせください。

それから、あと2点、予算書191ページ、6195中学校再編準備事業の中の校歌作成費謝礼についてです。校歌、どのような校歌ができるのか、私も非常に楽しみなところでございま

すけれども、大体ですけれども、いつ頃、どのような形で発表されるのか、お願いします。

それから最後、195ページ、6400番、青少年海の家管理運営事業についてです。管理の部分では39万4,000円という予算がついていますけれども、運営という部分においてはちょっと見えない。つまりどのように運営していくか、検討しているのか、検討するのか、その辺について委員会ではどのような審議がされたのでしょうか。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） まず1点目のアプリの関係ですけれども、委員の中からの議論はなかったんですけども、最後に私のほうから、一応、本会議でも指摘されている事項であるので、今後ともしっかり活用するよという意見は述べさせていただきました。当局は、そのように尽力するという返事がありました。

それからファミリーサポートセンターですけれども、委員の中から、本会議で指摘されたように費用に対して利用が少ない、問題の対策はどうなんだという、そういう議論がありました。当局からは、利用が大分減っていると。それについては学童保育の延長、それから任せて会員の高齢化等々、問題がありますよと。お試しくーポンを配付して利用を促進するか、転入者に制度を周知するか、いろんな方法で今後やっていきたいというお返事がありましたけれども、委員からは、費用の割に利用が少ないからといって、これはやめるべきじゃないと、それなりの効果はあるので、今後とも続けてもらいたいと、そういう意見がありました。

それから中学校の校歌ですね、ちょっと待って、委員からの議論はあまりなかったんですけども、一応、当局のほうからは今後の検討委員会にて決定されていくという答弁をいただきました。

それから、海の家運営ですけれども、維持費のみの予算で、本来条例にもあるんで、海の家、教育に利用しなきゃまずいよという御意見がございました。そこで3年以降の運営方針として、教育旅行、撮影の利用、グランピング等々の説明がありました。今後、検討委員会で検討していくという答弁があったんですけども、大変難しい問題だなという印象を受けました。希少価値はあるんですけども、見直しをどんどん進めるということをお答えいただきました。

最後に私のほうから、本来、海の家、山の家があって、両方とも本来整備するという方針

だったのに、片方、山の家は農業関係の補助金を頂いて振興しました。ただ、海の家はそのままに放置されていると、大変怠慢だという指摘を私のほうからさせていただきました。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。

中学校の校歌については、これは私の意見になりますけれども、今後、下田市の全ての中学生がその歌を歌い、市民になっていく、家族を構成し、市民になっていくという部分では、遠い先になりますけれども、全市民が一度は歌ったことが、全部とは言わないですけれども、大多数の市民が歌ったことがある歌になっていくんだと思います。そういう意味では、ぜひ校歌という部分にとどまらず、何か事あるたびに市民がみんなで歌えるような、そんなような歌になったらいいなと、それは歌詞にもよるとは思うんですけれども、そういうものになったらすばらしいのではないかなと思います。

それから、青少年海の家ですけれども、非常に歴史的、文化的に価値のあるもので、そういったものをどうやって活用するかというのは、やはりその文化的レベルが問われる、教育的レベルが問われるところだと思いますので、ぜひ引き続き運用を検討していただきたいと希望して終わります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 再三、本会議でも取り上げられておりますが、59ページの0140事業、新規事業の市庁舎安全性調査業務委託、こちらのほうの意見がどのような意見が上がったのか、ちょっとその辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 委員から、今さらこの安全確認、不必要ではないかという意見もあり、管理者としては当然やらなきゃならない責務であると、そういう意見も出ました。委員会の判断は可とするという最終的な採決をいたしました。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ありがとうございます。賛否両方に分かれたというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） そのとおりです。

○議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてから1点、また、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算から2点、それぞれ質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、議案件名簿の10ページ、第3条2項にございます防疫等作業手当の額290円について、どのような根拠をもってということで当局から説明があり、また、その額に対してどのような議論があったか、教えていただきたいと思います。

次に、下田市一般会計予算から、事業名で言いますと、給食材料提供事業者支援事業、もう一点が、防災対策総務事務（下田モデル推進経費分）。予算説明資料でいきますと89ページ、下田モデルの推進ということで、こちらは全体で500万円。今の冬モデルを引き続き推進していくのか、はたまた、どこかのタイミングで新たな下田モデルが策定され、それを推進していくのか、実施時期を含めて、当局からの説明に対する委員会での議論を教えてくださいたいと思います。

次に、予算説明資料203ページ、給食費、事業者の支援ということで、こちら、賄材料費（地域支援分）500万円とございますが、こちらの500万円の実施事業時期、生徒さんに給食が配られる時期であったり、実際、1次産業者にお金が回るような時期について、当局からの説明に対してどのような議論があったか、教えていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） まず最初に、議第15号の特殊勤務手当のところの作業手当290円という部分ですけれども、当局から、あくまで何を根拠にしたかということ、人事院規則から来ているという内容を説明いただきました。

それから、各県内市町の状況の資料を頂きました。250円から、はたまた1,000円、いろんなところがあるということで、一概に300円だ、400円だという、そういう判断は下せない

というような説明を受けました。当局はあくまでも人事院規則、これに基づいて290円と提案したという説明を受けました。290円について高いか安いという、290円、人事院規則から来ていますよという説明なんですけれども、一般論として安い、1,000円ぐらいでもいいじゃないかという意見もありましたけれども、最終的には賛否分かれましてけれども、私の採決で290円で妥当ではないかという結論に至りました。

それから、給食材料の賄いなんですけれども、実施時期についての議論はありませんでした。教育委員会の学校教育課の方から聞きますと、できるだけ早いうち、コロナ対策の事業の趣旨からいくと、できるだけ早い時期に実施したいと。あくまでも賄い材料の特殊な地場産品を使うわけなんですけれども、学校行事に合わせるとか、地域のそれぞれの学校の状況によって早急に実施していきたいということでありました。1学期から始めるわけなんですけれども、それを全て、500万円を全てやるわけではないというふうに聞き及んでおります。

それから下田モデルなんですけれども、新たなモデルを作成していくのかという、そういう議論については委員からはありませんでした。ただ、この夏を目指して、このモデルを再検討するなり、新しいものにするなりということはやっていくというふうに聞き及んでおります。

以上です。

○1番（江田邦明君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

次に、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてに対して、沢登英信君、佐々木清和君からお手元に配付しました修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○議長（小泉孝敬君） お手元の修正動議を御覧をいただきたいと思います。

議長が御紹介くださいましたように、発議者、沢登英信、佐々木清和、両名で、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例に関する修正動議を提案するものであります。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

はぐっていただきまして、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例に対する修

正案。

議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり修正をする。

第3条第2項中「290円」を「1,000円」に改める。こういうものでございます。

条例上の説明資料は、別紙提案してございますので、参照にさせていただきたいと思います。

下田市におきましては、特殊勤務手当を全て全廃にするという方針で来たわけでありまして、したがって、県内の中でも、西伊豆町と下田市しか特殊勤務手当をつけていないという町村はないと、こう言ってもいいかと思うわけでありまして。そして、このコロナの発生の中で、やはり防疫に関するこの特殊勤務手当というのは必要ではないかと、こういう具合に当局はお考えになっていただいて、第14条に関連して15条の特殊勤務手当の提案となったものであります。

この趣旨については心から賛成をするものであります。しかし、その内容の金額について、手当が290円という金額はあまりにも、まさに時代錯誤と言っていい金額ではないかと思うわけでありまして。当局は、先ほど滝内委員長のほうから報告がありましたように、人事院規則、あるいは国の規則に従って、その基準では290円から380円になっていると。したがって、290円、安いほうの金額を取って290円としたんだと、言葉ではそういう説明はしませんが、資料を見ますと、国の基準は290円から380円となっておるものであります。そして、これは、この条例が防疫に関する、伝染病に関する第一類と第二類について定めている条例であります。したがって、もう大分古い、昭和の時代から、各県内の自治体では金額が決められているという、こういう内容のものとなっているわけでありまして。

そして、条例案の御案内のように、第一類、二類で本文で決めておいて、付記で新型コロナウイルスに対する手当を出しますよと、対応しましょうという、こういう内容になっているわけでありまして。そして、その新型コロナに対する金額は、対応した者には1,000円、体に触れるような作業に携わった職員、1日当たりですけれども1,500円を支給をすると、こういう内容となっているわけでありまして。まさに新型コロナは、この本条の附則のほうで付け足すというような形での枠組みになっていると。ここをまず御理解をいただきたいと思うわけですね。

といいますのは、これを防疫の条文を見てきますと、第一類、二類、三類、四類、五類まで規定をして、その後に新型コロナウイルスの規定が防疫上はあるわけですね。それは皆さんが前もって提案説明をいただいております説明資料の中に入っていようかと思いますけど、そういう具合になっていると。

何を言いたいかといいますと、伝染病としてはペストとかコレラとか、それらの大変危険と言われている、あるいはエボラ出血熱と言われるような病気にかかった人に対応するのが一類だと。二類は急性肺炎とか、結核、ジフテリアとか、そういうものに関するものだ。そして議論の途中の中では新型コロナは二類に区分されるべきではないかというような議論がテレビで、国のほうでやられたと思いますが、防疫、具体的な規定の中では、当局が出された資料の11ページを見ていただきますと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律という中の第6条、この法律において感染症とは一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいうという、こういう規定になっているわけであります。

この規定から見ても、新型インフルエンザは大変怖い病気と言えようかと思います、伝染病と言えようかと思います、一類や二類という、より危険な患者さんに関わる方が290円で、新型コロナに関わる職員が1,000円だと、こういうことではつじつまが合わないではないかと、状況が。そして県内の実態を見ましても、河津町がこの290円のところが、現在1,000円なんです。伊豆の国市もそうなんです。熱海市もそうなんです。県内の上限額がそういう意味では1,000円という形になっておりますが、新型コロナのこの条例の提案の新型コロナに関するものは1,000円ないしは1,500円。そして県内の状況を見ましても、隣の河津町が1,000円という額で現在規定がされて、運用が既にされているわけでありますので、せめて下田市におきましても1,000円とするのが妥当ではないかと、妥当であると、こう考えて修正動議を提出するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりましたので、修正案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって修正案に対する質疑を終わりますので、御苦労さまでした、自席へお戻りください。

次に、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対して、江田邦明君及び進士為雄君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

1 番 江田邦明君。

〔1 番 江田邦明君登壇〕

- 1 番（江田邦明君） 議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正動議をさせていただきます。

発議者は、私、下田市議会議員、江田邦明と、同、進士為雄でございます。

本修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出させていただきます。

本修正動議の目的は、観光まちづくり推進事業にある下田市観光協会補助金（魅力的空間創設事業分）を予算から削除することを目的とするものでございます。

お手持ちの資料を1枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正案でございます。本会議で当局より説明のありました令和3年度下田市一般会計予算書の1ページ、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算の一部を次のとおり修正するものでございます。

第1条中にある歳入歳出予算の額の総額「11,137,000千円」を1,000万円減額し「11,127,000千円」に改めるものでございます。

次に、第1条第2項中にある「第1表 歳入歳出予算」について、令和3年度下田市一般会計予算書の3ページから5ページを次のとおり修正するものでございます。

3ページの歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金4億7,797万1,000円を1,000万円減額し、4億6,797万1,000円に改め、歳入合計を111億3,700万円から111億2,700万円に改めるものでございます。

4ページ、5ページの歳出、6款商工費、2項観光費2億7,975万4,000円を1,200万円減額し、2億6,775万4,000円に改め、12款1項予備費8,000万円を200万円増額し、8,200万円に改め、歳出合計を111億3,700万円から111億2,700万円に改めるものでございます。

次に、お手元の議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正案説明資料をお願いいたします。

1ページから4ページにある歳入歳出予算事項別明細書、1総括の修正内容につきましては、5ページから10ページに記載の2歳入、3歳出の表にてそれぞれ説明させていただきます。

それでは、5ページ、6ページをお願いいたします。

令和3年度下田市一般会計予算書の28ページ、29ページを次のとおり修正するものでございます。

歳入、15款2項1目2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,714万

9,000円を1,000万円減額し、1億7,714万9,000円に改め、1目総務費国庫補助金、2項国庫補助金をそれぞれ1,000万円減額し、15款国庫支出金を15億8,615万2,000円から15億7,615万2,000円に改めるものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

令和3年度下田市一般会計予算書の150ページから157ページを次のとおり修正するものでございます。

歳出、6款2項2目18節4250番事業のうち、下田市観光協会補助金（魅力的空間創設事業分）1,200万円を削除し、負担金、補助金及び交付金1億5,615万円を1,200万円減額し、1億4,415万円に改め、2目観光振興費、2項観光費をそれぞれ1,200万円減額し、6款商工費を5億1,675万1,000円から5億475万1,000円に改めるものでございます。

なお、同款の財源内訳につきましては、特定財源の国県支出金1億8,471万円を1,000万円減額し、1億7,471万円に改め、一般財源2億5,700万1,000円を200万円減額し、2億5,500万1,000円に改めるものでございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

令和3年度下田市一般会計予算書の208ページ、209ページを次のとおり修正するものでございます。

歳出、12款1項1目予備費8,000万円を200万円増額し、12款予備費を8,000万円から8,200万円に改めるものでございます。

本修正動議の目的は、冒頭に述べさせていただきましたが、その提案理由について触れさせていただきます。

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込みの著しい観光関連事業者をはじめとする地域経済の活性化を目的としており、あじさい祭り期間中の来訪者の満足度及び回遊性向上のため、開国ひろば、弁天橋ボードウォーク、大工町プレイス等にアジサイを使用した装飾スポットを設置するものでございます。

なお、装飾されたアジサイは、期間終了後、下田公園に移植され、予算額1,200万円のうち装飾費に880万円、会場借り上げに40万円、人件費に60万円、事務費ほかに220万円を予定するものでございます。

市長及び当局は、これらの臨時交付金による経済対策等の地域への取組については、委員会協議会や議員説明会等における議員からの意見も検討した上で、当局と議会と一緒につくり上げた事業と認識されているようでございますが、議会はかねてより県や国の給付制度な

どに該当しない生活困窮者や事業者への支援、市民や事業者の実情調査と要望の反映、早急かつ効果的な事業実施による市民の不安解消などについて言及してまいりました。

当該事業を含む令和３年度に実施計画がされている新型コロナウイルス感染症対策事業は、その財源を２月２日通知の国３次補正、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金、２月４日通知の静岡県２月補正、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金としております。それぞれの交付金は、地域の実情を熟知する自治体が地域経済の早期回復を図るため、効果的、効率的できめ細やかな独自の地域経済対策を支援することを交付の目的としております。また、適切な事業の実施と事業の実施状況、その効果についても説明責任を果たしていくことが求められております。

当該事業が臨時交付金の交付目的に対して適切かどうか、皆様にお尋ねしたいと思います。来訪者の満足度と回遊性向上を図る間接的な事業で、確実性のある経済効果が見込まれると考えますか。

また、各地で既に宿泊割引企画やプレミアム付商品券事業がスタートしています。事業の実施時期や実施内容は適切であると考えますか。

また、毎年度１,２００万円規模で事業を継続することは困難です。財源と事業規模は適切であると考えますか。

また、あじさい祭り期間終了後、装飾スポットは撤去されます。一過性でない継続的な事業効果が期待されると考えますか。

このように、市民、事業者、議会が期待している事業内容と、市長及び当局が計画している事業内容があまりにも乖離していることから、議第２２号 令和３年度下田市一般会計予算のうち、観光まちづくり推進事業の下田市観光協会補助金（魅力的空間創設事業分）を予算から削除し、改めて当局は新型コロナウイルス感染症対策事業について再考をいただくことが適切であると判断し、本修正案を提出させていただきます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

１３番 沢登英信君。

- １３番（沢登英信君） ２月２日の通知と２月４日のこの県議会からの緊急の交付金の通知がなされたと報告いただきましたが、それらの報告の内容の金額は明示されていたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

といいますのは、この議会定例会の説明資料の１ページの国庫支出金が15億8,615万2,000円、これが15億7,615万2,000円、1,000万円の減額歳入となっていようかと思うわけであります。これはなぜ歳入を減額をするのかと、国、県に申請した観光まちづくり推進事業の魅力的空間創設事業分を申請をなさないと、こういう意味に取りますけれども、そういうことでよろしいのかと。国への申請も全て取り下げてゼロになるんですと。そうしますと、やはり、ただ、この削減をするだけではなくて、時間を与えるから早く当局は計画をつくって、出なさいよと、こういう意味合いは理解はいたしますが、そういう意味合いで言えば、このあじさい祭りの空間等が、この２月２日、２月４日の対象にどうしてなったのかと。どだい、当局がこういうものを対象にすること自身がおかしいんじゃないかという具合に思うわけですが、お話を聞きますと。江田議員と進士議員の提案の趣旨は賛意を示すものであります、したがって。

しかし、実態的には歳入が減って、それに伴う歳出も減るということになりますので、これを一定の申請期間があるんじゃないかと思えますので、できましたら、ただ歳入を削減し、支出を、この支出は駄目ですよと、食い止めるということだけではなくて、具体的に何に使いなさいという指定ができれば、より一層、よろしいんじゃないかと思うわけですが、今の支出で言えば、議会や等々が提案してきた、本当に困っている方たちへの支出になっていないと、こういう指摘ですので、そういうことから言えば、この事業者には３万円から10万円の支出がありますけれども、実際にこの企業で働いている人たちの給与が減額されたような人たちには対象になっていないと、こういうものは現実にあるわけですので、この1,000万円、あるいはここで出ている1,200万円の費用を具体的にそういうものに充てるべきという予算修正ができれば、より一層よろしかったではないかという具合に思うんですけれども、そうしなかった理由や等々がございましたらお尋ねをしたいと思えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君）　１番　江田邦明君。

〔１番　江田邦明君登壇〕

○１番（江田邦明君）　国庫支出金の明示があったかどうかという質問に対しましては、令和３年２月17日、議会説明資料で市当局から説明があったとおり、明示がされております。沢登議員もお持ちの資料の中に記載がございます。

次に、こちらの修正案説明資料の１ページ、15款の国庫支出金を減額した理由というところで、こちらにつきましては事前に確認をさせていただいておりまして、変更申請の中で、

またこの後、追加で1,000万円分の事業を計上すれば、国庫支出金は下田市に入るということで確認をしております。

次に、なぜ対象事業を指定して修正動議をかけなかったかということにつきましては、やはり執行側のほうで、再度この修正案を出させていただいた中で検討いただきたいということで、単費の200万円を予備費、財源を国庫支出金としております1,000万円を減額と修正した形で提案させていただきました。

以上でございます。

○ 13番（沢登英信君） 終わります。

○ 議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（小泉孝敬君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

御苦労さまでした、自席へお戻りください。

次に、同じく、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対して、矢田部邦夫君及び佐々木清和君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

○ 5番（矢田部邦夫君） 発議者は私、矢田部と佐々木清和議員ですが、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

議第22号 令和3年度一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

それでは、お手元の資料、こちらになりますけれども、令和3年3月下田市議会定例会の議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正案説明資料の3、4ページをお開きください。

2款1項3目の（0140）行政管理総務事務の市庁舎安全性調査業務委託450万円をゼロ円とし、予備費に充てる修正案を提出するものです。

次に、5、6ページをお開きください。

2款1項16目新庁舎等建設対策費（0225）新庁舎等建設推進事業の新庁舎機能再検討調査業務委託110万円をゼロ円とし、予備費に充てる修正案として提案するものです。

それでは、市庁舎安全性調査業務委託450万円の件ですが、現庁舎は老朽化し、安全性がないから、ここ10年もの間、新庁舎建設に取り組んできたと思います。現庁舎を調査し、安全性がないとなると補強しなければならなくなり、どのくらいの事業費がかかるのか分かりません。私が5日の一般質問で述べたとおり、立ち止まって延期した理由として、コロナにおける財政問題、浸水深2.2メートルとしておりますが、これは理由にはならず、言い訳としか思えてなりません。なぜならば、懐疑派の松木市長が就任、早速問題提起した幹部会で、同じことを考えていたと打ち明けた職員と問題意識を共有し、計画の再点検に着手したとあります。これは市長が私の一般質問の回答で事実として認めたものです。市庁舎安全性業務委託、新庁舎機能再検討調査業務委託は、なぜ今やるのか分かりません。全く無駄な事業で、無駄遣いになると市民の方々も佐々木議員、私も思っております。

市長はいまだに予定地で新庁舎建設をやることをはっきりしておりません。何かと予定地で建設を遅らせるような理由探しにも思いますが、感じているのは私だけでしょうか。今までに私が感じております市長の話はもっともらしく聞こえ、周囲を惑わす、一瞬納得するような話し方に聞こえてなりません。本音は別にあると思われます。

現庁舎の再調査について2点、分けて考えてみたいと思います。

1点目、現庁舎は将来も使用するのか、取り壊すのか、どちらかだと思いますが、取り壊すのであれば調査費用はかけるべきではないと思っています。

2点目、市民の命を守る選択として、現庁舎か来年4月に空く中学校を使用するのか、判断は市民の命を守ることを優先し、考え、決断すべきだと思います。

特に私は現庁舎の西館1階のフロア、市民の出入りの多い窓口については、来年4月、4校の中学校が下田中学校へ統合され、稲生沢中学校が空きますので、1年後を見据え、新庁舎ができるまでの間、仮庁舎として多くの市民の命を守る方向にかじを取ることが急務だと思います。事故が起きてからでは手後れです。

また、本館は西館に比べ老朽化が激しく、耐久性が弱いと思われますので、本館を空いた西館への移動を検討するように当局として前向きに考えていただけないでしょうか。

また、新庁舎機能再検討調査業務委託110万円については、昨年12月までに入札、3月までに着工するところまで進んでいたわけですから、今さらとも思います。立ち止まって延期したことにより、遅くとも令和7年度の完成予定と言っておりましたが、令和6年度まで三、四年あるわけだから、1年前倒しで取り組むべきだと思います。やる気の問題だと思っています。

以上、市庁舎安全性調査業務委託450万円と、新庁舎機能再検討調査業務委託110万円をい
ずれもゼロ円として予備費に560万円充てることを提案したものです。

以上、終わります。

- 議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許
します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

御苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第13号 市有財産（建物）の譲与についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第13号 市有財産（建物）の譲与については、委員長の報告どおり、これを可
決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを
討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔 1 2 番 大川敏雄君登壇 〕

○ 1 2 番（大川敏雄君） 私は、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例、とりわけ防疫等の作業手当を設定、決める条例について、原案に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど来、委員長、あるいは沢登議員からる説明がございましたけれども、それを整理しながら、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、人事院規則に基づいて県内で条例を、防疫等作業手当に関する特別手当を制定しております。先ほども説明ありましたが、この規則に基づいて条例のないのが下田市、西伊豆町です。それから条例がないけれども、いわゆる地域手当として増額しているところが、これが長泉町、小山町でございます。県下36市町ありますが、そういう意味では32市はこの規則に基づいて金額を決めておるわけです。先ほど委員長が述べられましたように、当局のこの提出された資料を見ますと、250円から1,000円と、全くそれぞればらばらであります。それが今の今日の現況であります。

そういう中で、今回のこの下田市の条例の提案の狙いは、恐らく、恐らくというか、コロナ対策に対して、危険手当を、この感染症の手当を、作業手当を制定するのが狙いだったと思います。ただ、この条文を見てみますと、いわゆるあくまでも本条が、本文がいわゆる人事院規則にのっとって、そのままこの本文に計上されています。肝心のこのコロナの作業手当は特例という形で制定されているわけでありまして。そういう意味では、この手当が現状、県内ではばらばらだと、これは当局は十分今後、精査をして、そして改めて条例を改正して提案すべきだと私は判断しているわけで、今、委員会でこれが1,000円がいいという根拠も、これも多分、いいかげんな部分もあると。そういう意味では、当局は責任を持って、この条例をそういう意味では精査をして提案すべきだと思います。

また加えて、コロナ対策を附則で書くのも私は納得できないと。やはり将来、この改正に

当たっては、このコロナの危険手当、いわゆる作業手当は本文に入れるぐらいの姿勢が大事だと思うわけです。

そういう意味では、この趣旨は、反対する趣旨は分かるけれども、やはりここはちょっと時間を置いて、今回はコロナに集中すると、そういう意味では善後策で、附則で大変不満だけれども、やむを得ないと。しかし本当は、後日改めて、なるべく早い機会に条例を抜本的に見直しをして臨むのが適当であると、こういう判断で、原案を心から賛成するものであります。

〔発言する者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

もう一度、戻ります。

まず、原案に対する賛成意見の発言はほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

これより議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてに対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第15号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第17号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第18号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

- 13番（沢登英信君） 議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場からの討論をさせていただきます。

皆さん、御案内のように、介護保険法は平成12年に定められ、今日まで続けられてまいっております。お年寄りとその家族を支える大切な制度となっていようかと思えます。その一方で、介護保険の費用も増してまいっていることも事実でございますが、まだまだ下田の現状を見ますと、保険あってサービスなしというような部分もあるんじゃないかと思うわけがあります。夜間の介護であるとか、あるいは看護であるとか、まだまだ不十分な、整備をしていかなければならない点が多々あるかと思うわけであります。にもかかわらず、介護保険料は値上げをされていくと。こういう現状が続いてまいっているわけであります。

県下の中でも決して下田市の介護保険料が平均で第5段階で5,500円ということで高いわけでは、比較論で言えば高くはないかと思えますが、支払う側の高齢者のお立場に立てば、介護保険料は値上げしないで据え置くという努力を私はすべきだろうと思うわけであります。

介護基金も全額取り崩しているわけではないと、たしか3,000万円とかというような状況の中で、この値上げをしようという提案になっているわけであります。できる限り最低据え置くという、値上げをしないという努力を私はすべきではないかと思うわけであります。財政的にもそういう努力ができるにもかかわらず、それをしないで、ここで値上げをしていこうという姿勢については、残念ながら賛成できかねます。そういう立場から再考を求めて、反対をするものであります。

○議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1 番 江田邦明君。

〔 1 番 江田邦明君登壇 〕

○ 1 番（江田邦明君） それでは私は、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で答弁をさせていただきたいと思えます。

本条例の改正は、第8期計画期間のそれぞれのサービス、保険料の試算によりまして出されました、この事業を運営していくために必要な保険料の改正であると考えております。

また、下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会からの答申も受けているところでございます。沢登議員がおっしゃられた同じ内容が、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、市が推進役となって積極的に努められていただきたい。また、介護予防への取組として、市独自の重点施策の強化を図っていただくとともに、地域包括ケアシステムの充実・強化、市全体の課題として、縦割り行政でない推進な体制づくりを進めていただきたい、このような答申もあったわけです。

このような答申をいただいた中で当局が提案したものであり、議会も一緒になって地域の

高齢者介護、そういった施策に取り組んでいくべきだという立場で賛成答弁をさせていただきます。

- 議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第20号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩をしたいと思います。2時半まで、2時30分まで休憩といたします。

午後 2時16分休憩

午後 2時30分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第21号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事

業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 次に、原案及び修正案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者あり〕

○議長（小泉孝敬君） この場合、もう一度、原案及び修正案に対する反対意見、2件の修正案いずれか、もしくは両方に対する反対意見でも結構です。どっちかに反対でも結構ですから。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

○2番（中村 敦君） 議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正動議の発議者、矢田部議員、そして佐々木議員の修正動議に対して反対の立場で討論させていただきます。

市庁舎安全性調査業務委託と新庁舎機能再検討調査業務委託を削除するというものですが、反対ということですので、これは必要な事業であるという認識に基づいて答弁するものです。

なぜ必要か。新庁舎の建設事業見直しに当たっての根幹をなす部分だ考えるからです。こたびの新庁舎建設見直しは、ただ鉄筋を減らせばいいとか、減額すればいいとか、そういうシンプルなものではないと考えます。非常に多岐にわたるまちづくり計画全体の見直しに関わるものであると考えるからです。

この見直しに当たっては大きく2つの理由があったと思います。まず、ただでさえ膨れ上がった建設費に対し、新型コロナウイルス感染症という未曾有の災害が降ってきたことで将来的な財政が見通せなくなったこと、そして、計画後ではあっても稲生沢川の氾濫による浸水域に指定されたこと、つまりコストと防災、この大きな2つの視点があるのだと思います。

まずコストの面ですけれども、市民はここへ来て、誰が見ても恥ずかしくない立派な庁舎を建てるとは誰も思っていないと思います。最小限の機能を果たす、そして、なおかつしっかりと市民サービスができる利便性のあるものであればいいと、そう考えています。そして、今、ただ建てられる最大のものを建てればいいのか、そうではありません。20年後、30年後、人口が1万人を切っているかもしれません。職員も半分になっているかもしれない。そんな

ときにも柔軟に対応できる、そんなときでも対応できる維持コストであるべきで、決して負の遺産を残すべきではないということです。であるならば、既存の施設も有効利用した中で、例えば中学校の旧校舎もそうですけれども、そういったものの既存施設も有効利用した上で、フレキシブルな柔軟性のある庁舎のシステムであるべきだと。それであれば将来、規模を縮小したときにも柔軟に対応できる、そういうことを市民は求めています。

そして防災という面で、この下田において安全な場所というのはあるのでしょうか。海の近くは津波が来る、川の近くは洪水が来る、空からは台風も雷もやってまいります。もしかしたら、どこからかミサイルが飛んでくるかもしれません。そういう意味で、巨大な庁舎に全てをまとめるのではなく、リスクを分散させること、これこそが最大の防災になるのだと。特にこの地域はそういう地域なのだと思います。

まして下田という市民は、例えばＬ１災害に耐えられる防潮堤を造りましょうかという打診があったときに、白浜も外浦も須崎も吉佐美も、そういうものは要らないんだと、私たちはふだんの暮らしや景観を守るんだと、そういう選択をした市民でもあります。そういう意味では、市庁舎や住宅をただ高台に避難したり、巨大な防潮堤を造ってくれということは誰も望んでおりません。やはり既存の施設も有効に利用しながら計画を見直していただきたいということになるのだと思います。

そして、そういった大規模な見直しに当たっては、腰を据えてしっかりと議論する必要がある。ただでさえ向こう４年間はこの庁舎を最低でも使うことになっているわけで、それにはやはり最大の防災は庁舎だ。庁舎とは何か、職員です。議員は幾らでも代えが利くと思いますけれども、職員は代えが利きません。まず職員の命をしっかりと守ることは最低限検討されるべきことだと思います。

以上の理由で、この２つの事業は必要と認識し、修正案には反対するものです。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。２件の修正案いずれかに対する賛成、どちらか。

10番 橋本智洋君。

〔１０番 橋本智洋君登壇〕

- １０番（橋本智洋君） 議第22号 令和３年度一般会計予算、発議者、江田議員、進士議員の修正案に対する賛成の立場での意見を述べさせていただきます。

本修正動議、観光まちづくり推進事業にある下田市観光協会補助金（魅力的空間創設事業

分)の予算から削除をするという目的ですが、市内経済は観光業を中心に予想以上に疲弊しております。この疲弊感は体で私ども体感しております。これが現実でございます。4050番事業、プレミアム付商品券に1,300万円、しかもこれは秋に施行するという、これだけの金額をかけています。この4250番事業の魅力的空間創設事業に1,200万円をかけるのは非常に大き過ぎる、多額だと判断いたします。今必要なものは即効性があり、確実な経済効果の見込まれる事業の魅力的空間づくり、ならば竹あかり事業に追加補助したほうがよろしいのではないのでしょうか。

〔発言する者あり〕

- 10番(橋本智洋君) この竹あかり事業は、通年で実績もでございます。しかも備品など、来年も使える継続性ある事業に100万円、単年で第3次新型コロナウイルス感染症対応の地方創生交付金を使って、コロナ特別交付金、この交付金を使って1,200万円は、先ほども委員長報告で述べていましたとおり、額も内容も逸脱しており、市民の望む施策とかけ離れていると考えます。これはやはり自主財源で対応すべきものであると思います。

新しい生活様式に重きを置き、イベント等にお金をかけるのは後ほど。今は、この時期はやはり経済対策を優先すべきであると考えます。この優先順位を認識する意味でも、議会からの意見が反映されているというようなお話もございましたが、過日の産業厚生委員会協議会では、そこまでの意見は反映されていないと私は認識しております。判断しております。

よって、この修正動議に賛成する立場で答弁させていただきました。

以上でございます。

- 議長(小泉孝敬君) ここで再度、2番目の意見のほうへ戻ります、2番目。原案及び修正案に対する反対意見、2件の修正案にいずれか、もしくは両方に対する反対意見。最初の修正案が2つ出ています。だから原案があります。原案及び修正案に対する反対意見、修正に反対、どちらかにも、どちらでもいいです、反対意見、もしくは両方に修正案反対ですよという意見。これが大枠の2番目のところです。最初、1番目の中村議員が言ったところ。分かりましたでしょうか。

〔発言する者あり〕

- 議長(小泉孝敬君) 2つの修正案に反対、もしくはどちらかでも反対の意見があれば、今述べてくださいよということです。Aさん、Bさん、Aさんの修正案、Bさんの修正案がありますよね、分かりましたか。よろしいですか、分かりましたか。大川議員、分かりましたでしょうか。

〔「……反対ですね」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 反対、とにかく反対、いわゆる修正案に反対する意見があれば述べてください、どちらか。

〔「どちらでもいいの」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） どちらでもいいです。だから矢田部議員の修正案、江田議員の修正案、どちらでも私は、どっちでもいいです、どっちでもいいですから反対の、どっちでもいいという言い方はおかしいですけども、どちらか反対があれば意見を述べてくださいということです。

12番 大川敏雄議員。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

- 12番（大川敏雄君） 私は、矢田部議員、それから佐々木議員が修正案を動議を出されましたけれども、この意見に反対という立場で一言御意見を申し述べさせていただきたいと思えます。

まず私は、今回の当初予算の審議に当たって最も重要なことは、新庁舎建設、これに施政方針の中で市長は新庁舎建設、令和3年度は規定の計画地を基本に、これ言い換えるならば、条例で決まっている稲生沢中学校の北側になると思いますが、基本に、移転後の学校施設など、これは稲生沢中学校の校舎や施設が想定されます。既存の資産を生かしつつ、安全かつ経済的な整備を検討して、早期に努めて、早期建設に努めてまいりますと、この施政方針に心から賛成するものです。

つまり私の解釈は、建設時期は若干遅れるけれども、位置は稲生沢の運動場並びに今度買った1,500坪、つまりこの5,500坪の中に新庁舎を建設すると、このような考え方であるということ肯定していますし、市長もその考え方と私は思います。それを受けて、今回この当初予算が構成されているものと解釈いたします。

ここで振り返ってみますと、福井さんが昨年の3月議会に、令和2年度、3年度の2か年の債務負担行為で庁舎を建設しようと、29億2,000万円で建設しようというのを3月議会に提案をし、これが可決されました。私も賛成討論をしたものであります。そして、市長選で松木市長が誕生し、この庁舎建設は一回立ち止まって、もう一度、再検討しようじゃないかと、こういういわゆる方針の下、昨年の12月にいわゆる債務負担行為の29億2,000万円、令和2年度分の約12億円、これを12月の予算でゼロにしたわけです。これについても我々議会は承認をいたしました。そして、その予算の通過に伴って、この3月議会では、いわゆる実

施設設計、設計の見直し、見直しという契約ですね、設計業者との契約を精算をしたわけがあります。そういう経過がございます。それを踏まえて、今回の予算が出されているわけです。

まず、この矢田部議員が指摘いたしました110万円の再調査の業務委託です。これは実は再構築のために大事な予算というのは88万5,000円、これを学者、いわゆる防災だとか、都市計画だとか、建築の一流の先生方に、この有識者会議を設けてもらって、そして精査をしようじゃないかというのを88万5,000円、講師謝礼で予算が出されております。これが中心になって、実はこの110万円というのは学生さんたちを使って、いわゆる調査活動をするという予算であるわけです。そういう意味では、私はこれはいわゆる再構築のための1つの第1段階としては肯定できるのではなかろうかと思います。

2つ目には、450万円の市庁舎安全性の調査業務委託です。御承知のとおり、今のこの予定でいけば、どうしても一番早いところで令和7年の夏頃に庁舎が開庁されるというスケジュールになっております。そういう意味では、いわゆるこの現庁舎の安全性を確保すると、この安全対策を講ずると、こういう前段階としての調査業務を実施したいという、市長はいわゆる建設時期を若干遅らせると、令和7年度まで。こういうことで、やはり4年半ぐらいはやっぱりそれなりの短い期間ではあるにしろ、職員やここに来庁する市民の皆さん方の安全を確保するということは、その姿勢としては、私は評価しなきゃならんと。大変450万円も大きいわけだけれども、やっぱり何といても安全が一番、確保することが大事だということで、こういうことからすれば、このいわゆる今回の当初予算の庁舎建設の予算というのは妥当であろうと、こう判断して、この修正案には反対するものであります。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） それでは、最初の3番目に戻りまして、修正案に対する賛成意見の発言を許します。2件の修正案いずれか、どちらでも賛成するという方の意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

これより議第22号 令和3年度下田市一般会計予算を採決いたします。

ゆっくりいきますから、よく聞いてください。

まず、本案に対する江田邦明君及び進士為雄君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、江田邦明君及び進士為雄君から提出された、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正案は可決されました。

次に、本案に対する矢田部邦夫君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、矢田部邦夫君及び佐々木清和君から提出された、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第22号 令和3年度下田市一般会計予算は、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議第23号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第23号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第24号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告
のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第25号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告のと
おり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第26号 令和３年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 令和３年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第27号 令和３年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 令和３年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第28号 令和３年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 令和３年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第29号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第30号 令和3年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第31号 令和3年度下田市下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第１号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

- 13番（沢登英信君） それでは、発議第１号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び下田市議会会議規則（昭和45年下田市議会規則第２号）第14条の規定により提出いたします。

令和３年３月18日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

はじめに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、女性をはじめ多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図るとともに、請願に係る署名押印の見直しを行うためでございます。

改正内容といたしましては、第２条、本会議の欠席の届出、第88条、委員会の欠席の届出の規定は、共に女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、既に規定されております出産に加え、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を具体的に例示として明文化するものであります。看護、介護等については、高齢化と世帯の縮小が進む中、男女、年齢を問わず必要となる事由と考え、加えるものであります。出産については医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することを適当と考えられ、この点において、他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまでどおり第２項に規定することといたします。

この改正に合わせて規定の整備を行うもので、現行標準会議規則では出産以外の具体的なこの欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して事故と総称してまいりましたが、法令上の事故の概念と一般社会におきます事故概念に隔たりがあり、事故という言葉の使用に違和感があるという意見も多く、このため、参議院規則や他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮しつつ、一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、公務、疾病を明示するとともに、事項をその他のやむを得ない事由に改めるものであります。

次に、第134条、請願の記載事項等の規定は、標準市議会会議規則では、従来から請願紹介議員に署名または記名押印を求めていること。また、標準都道府県議会会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して、署名または記名押印を求めていることを踏まえた改正であります。

加えて、身体的事由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反するおそれがあり、問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由であります。

それでは、下田市議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料をお開きいただきたいと思います。左が改正前、右が改正後で、アンダーライン部分が今回改正するところとなっております。

第2条第1項中の「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中の「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条も同様の内容で改めるものでございます。

次に、第134条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

同条第2項、請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならないということであり

ます。

議案にお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

以上で、発議第１号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第１号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第１号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第１号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第１号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案

のとおり可決することに決定いたしました。

発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

- 13番（沢登英信君） それでは、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び下田市議会会議規則（昭和45年下田市議会規則第2号）第14条の規定により提出いたします。

令和3年3月18日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 滝内久生。

同 進士為雄。

同 鈴木 孝。

同 中村 敦。

同 渡邊照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田邦明。

同 進士濱美。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、下田市課設置条例の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

次に、下田市議会委員会条例の一部改正の内容について御説明いたします。

説明は、下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料をお開きください。左が改正前、右が改正後で、アンダーライン部分が今回改正するところとなっております。

改正点は、委員会条例第2条関係の別表を改正するものでございます。別表は、常任委員

会の名称、委員定数及び所管について定められているものでございます。

内容は、別表、総務文教委員会の項、所管事項の欄中、統合政策課を企画課に改め、総務課の次に財務課を加えるでございまして。

議案にお戻りください。

附則でございまして、この条例は令和３年４月１日から施行することとしたものでございます。

以上で、発議第２号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第２号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

発議第２号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第２号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

-
- 議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

- 市長（松木正一郎君） 定例会の最終日に当たりまして、本年3月31日付で退職となります者について御紹介申し上げます。

定年退職の課長職が3名、3人おります。それから1名は総務省へと帰任となります。

まず、防災安全課長の土屋 出さんです。勤続38年になります。

次に、会計管理者兼出納室長の鈴木光男さんです。勤続29年になります。

それから、一部事務組合の下田メディカルセンター事務局長の中田和明さんです。勤続28年になります。

最後に、産業振興課長の樋口有二さんです。勤続は2年9か月でございます。

議員の皆様方におかれましては、各課長、所属長の在職中、大変な御指導、御鞭撻を頂戴

しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

この後、一人一人から御挨拶申し上げますが、中田事務局長につきましても、今回、当議場における御挨拶について特別な御配慮いただきましてありがとうございます。

それから樋口課長につきましては、総務省へ帰任でございますが、3年に満たないこの短い期間の中、ワーケーションという今日的な一大プロジェクトにつきまして大変重要な道筋をつけていただきました。また、様々な産業振興を切り開く、こうした御尽力に私も市長として最大限の感謝をいたしているところでございます。

それでは、4人の者から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 議長（小泉孝敬君） この31日をもって退職されます防災安全課長、土屋 出君、会計管理者兼出納室長、鈴木光男君、市民保健課付課長（一部事務組合下田メディカルセンター事務局長）、中田和明君、産業振興課長、樋口有二君の4名から発言を求められております。これを許可します。

順次、自席で発言をお願いします。

まず、防災安全課長、土屋 出君。

- 防災安全課長（土屋 出君） この場を借りまして御挨拶申し上げます。

まずは議員の皆様、事業に関しまして御指導、御協力をいただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は38年間、お世話になるわけですがけれども、最初に都市計画課、下水道係というところに配属になりました。当時は下水道の処理場の位置やポンプ場の位置が決まっておらず、その位置の変更認可を取るために地元や県、それから国へ先輩たちと走り回っておりました。当時は建設省に下田出身の村山様という方がおられまして、大変お世話になったことを覚えております。

下水道の計画だけでなく、その頃の全ての計画が人口が3万3,000、3万5,000という形で豊かになるんだということで計画は進められていました。でも現在は、新しい総合計画が策定されましたが、人口は2万を切るという形で計画されています。あらゆる計画、政策が、強い気持ちで、そして知恵を絞っていかないと前に進めないことが分かっております。コロナ禍の中、多くの課題がありますけれども、向いている方向は1つですので、議員の皆様も少しでも上を向けるように頑張ってお手伝いしていただくことをお願いしまして、私の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

- 議長（小泉孝敬君） 続きまして、鈴木光男君。

- 会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。この議場におきまして私が議員の皆様と関わらせていただきましたのは、上下水道課の1年、それから会計での3年となりました。短い間でしたけれども、本当にありがとうございます。

とりわけこの会計の3年というのは、下田市の金庫番ということで業務に当たらせていただきました。金庫番ですから、金庫の場を離れるというのは、ちょっと金庫のことが心配になってくるわけです。ですから、この議場におきましても、議員の皆様が熱い議論を闘わせているときも、やはり心の隅では金庫のことが気になって、決して議論が入ってこないなんという状態ではなかったんですけれども、そんなことは1つもなかったわけなんですけれども、やはり金庫第一という、その視点で3年間を過ごさせていただきました。

その間も議員の皆様の温かい御指導と御鞭撻、それから御協力いただきましたこと、本当に心から感謝いたします。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（小泉孝敬君） 中田和明君。
- 市民保健課付課長（一部事務組合下田メディカルセンター事務局長）（中田和明君） 一部事務組合下田メディカルセンターに6年間派遣をいただいていた中田でございます。

ありきたりなすみません、御挨拶をしたいというふうに思っています。6年間の事務局長でございましたが、非常に貴重な体験をさせていただいたなというふうに今、感じているところでございます。最後の1年間がまさかのコロナの対応ということで、去年のそうですね、6月19日にPCR検査ではなくて、すぐに結果が分かる抗原検査機器がという、ニュースが飛び込んでまいりました。これはもう飛びつくしかないよというところの早期の決断をさせていただきました。その一月後、7月22日でしたが、導入の見込みが立つよと、立ったよと、県も1台確保してくれたよということで、本当に胸をなでおろして、そこから8月14日、まさにお盆の最中に納入ができて、私も市長、お休みでございましたが、何とか士気を高めるために、市長、すみません、出てきていただいて、訓辞をお願いしたいということで、このルミパルスを扱う看護師の方々に市長の訓辞を聞いていただいたなんていう作戦を取らせていただいたことを、もう懐かしくというか、慌ただしくあの頃は過ごしていたわけなんですけれども、そんな1年を過ごさせていただいたというところでございます。

今月末をもって定年退職となりますけれども、これからも地域の1人として、皆様と連携しながら、相互にまた協力し合っていけたらなというふうに考えております。

また、実は次の職場が決まっております、その他、地域の活動等を通じましてお目にか

かる機会があるかと思しますので、どうぞこれからもよろしくをお願いをしたいと思います。
ありがとうございました。（拍手）

- 議長（小泉孝敬君） 最後に総務省のほうへお帰りになる樋口有二君、お願いします。
- 産業振興課長（樋口有二君） 産業振興課、課長の樋口でございます。

まず、議員の皆様におかれましては、改めてお礼を言わせていただきたいと思います。これまで様々な案件の議論や調整、この議場という場で御協力いただきましてありがとうございました。

私も話の長いほうだという自覚はございまして、その点を議場で指摘されたこともございますけれども、今日は最後の長話にお付き合いいただければと思います。

私、2年9か月、下田市の産業振興課長をやらせていただきました。国の総務省の職員でありながら、国のほうには地方創生人材派遣制度というのがございまして、そちらの制度を利用して、地方自治体の職務を経験してみたいと、で、自らの成長につなげたいという思いで手を挙げて、こちらの下田市にお世話になることになりました。

自治体での勤務というところが、本当に役職も、国にいと普通の係長クラスだったんですけれども、やはり自治体に来ると課長ということで、まして下田市というのは部長職、局長職というのがありませんので、基本的にはその事業に関しては課長が責任者になっているというところでした。かつ、市民の皆様が感謝されるにしても、批判されるにしても、直接声が届くというところは、国の職員ではなかなか経験ができないところでございます。そういったところもこの間、経験させていただいて、自治体に勤務することの面白さであったり、責任感というものを非常に強く感じました。

なんで、自分のやったこと、判断したことというのが、実際に顔も知っている、どういう人かも知っている、一緒に何か御飯食べに行った、飲みに行ったこともあるというような人たちの生活がどういうふうになるのかというのが自分の判断にかかっているんだということとは、なかなか市役所に来ないと経験できなかったことで、今後、僕の人生の中でも大きな印象を残した2年9か月だったなと思っています。

とりわけこの議場という場において、私の一番の思い出があるんですけれども、今から約2年前、平成31年の3月だったと思います、私が着任して、当時8か月ぐらいたったときでして、そのとき、大川議員の一般質問で、このまちの状況を見たと思うけれども、これからどうしたらいいと思うかという、結構ふわっとした御質問をいただいたことがございまして、当時の私のまちに対する印象ですとか、どうしたほうがいいということを述べさせていただ

いたことがありました。そのときは結構ショックに思われた方もいたかもしれませんが、ちょっと僕にとっては、あのとき言ったことは間違っていないとは思っております。

あのとき言ったことを簡単に思い返しますと、当時、着任して数か月経って思ったことというのは、下田の人たちを見て足りないなと思ったことは、未来を見据えて、今の状況の変化を見据えて、これからどうなっていくかをよく考えて、それでこれからどう稼ぐか、どう生きるかという戦略を立てていく、そういった議論をする気持ちが本当に低いですねということ言わせていただいたと思います。それはもう民間であっても、行政であっても、若いも若いも、みんな低いですということを言わせていただきました。今思うと、なかなか失礼な物言いだっただと思いますけれども。それに今、厳しい状況が始まったわけでもないのに、なぜまだそういった気持ちにならないのか、そういったところも危機感として抱いたのを覚えております。そして、昔のようににぎわう、にぎわいを戻そうというのではなく、新しくつくっていきましょう、これからの時代に合わせて、今の変化というものをよく見極めて、新しくにぎわいをつくらうということをやろうという意気込みみたいなものも薄かったなというふうに、当時しゃべった記憶があります。

それから2年たった今、ここを言ってしまうと正直あれなんですけれども、正直その印象は変わったとは思っていません。まだまだ足りないと思っています。本当にこのままで持続的な地方自治体といいますか、10年先、20年先もこのまちがみんな元気に暮らしていて、自治体としてしっかりやっていけるまちの、そのステップを今踏めているのかというのは、正直まだ自信を持って私も言えるところではないです。私も赴任のときに、いろんなことを自治体に行ったら取り組んでみたいなと思ったこともありましたけれども、最終的に振り返ってみると、当時、思い描いていたことの半分ぐらいもできていないんじゃないかなという気がいたします。そういった点では自分の力不足というのを非常に感じているところではあります。

昨今のコロナの騒ぎもございますけれども、時代というのはいつ何が起きるか分かりません。そういう大きなコロナみたいなものがなくても、時代はもう物すごいスピードで流れいったと思います。それはコロナがあったなかった関係なく、常に変わっていかなくては行けないものだと思っています。いろいろ下田市は歴史のまちということで、もともとある自然の資源ですとか、そういった文化、歴史というものが非常に魅力の多いまちではあるんですけれども、何もこのままでいいという話ではないと思っています。それを先ほど言ったような、新しい時代を見据えて、それをどう生かしていくかということが本当に重要なポイ

ントだと思ってはいます。

ただ、10年、20年先の未来を見据えることが大事と言いつつ、私が2年9か月の間にいろんな人たちがいろんな下田の話をしてくれるんですけれども、昔はこうだったんだよ、今はここここはこうなんだよと言ってくれる人はたくさんいたんですけれども、これからはこうなっていくだろう、だから今こうしようという方はほとんどいませんでした、そういったことを私に語ってくれる方は。そう思うと、これからの下田市の皆さん、地元の人たちがどういうふうに生きていくのか、未来を見据えてやっていくのかということについて、いま一度、意識をもう一段階上げていただきたいなと思っています。

人口減少という時代になって、はや、2008年が日本の人口のピークだったんですけれども、それから10年以上たちまして、大きな課題というものは、かつて言われていたものからは、もうかなり変化をしていると思います。これからも人口が減っていくというのは世界規模でなかなか経験したことのないことだと思いますので、この我が国にとってもこれまでの経験したことのない課題ですとか、新しい問題というのがどんどん出てくると思います。そういった中で本当に試行錯誤をしていくチャレンジ精神というか、自発性といいますか、そういったものを皆さんがもっと持っていただくということだったり、そういったチャレンジを寛容に認めてみるという気持ちも必要であったり、それを支える大人たちと、それをどんどん出していく若者たちというような姿というのが、私がもし離れた後に、また下田に戻ってきて、そういうまちになっていたら、うれしいなと思うところでもございます。

また議員の皆さん、いろいろ御指導いただいたところではあるんですけれども、最後に私から1つ言わせていただければと思います。皆さん、いろいろふだんのこういった議場の場でも、ふだんオフィスにいらっしゃって、お話ししていただける場でも、多くの市民の方の声を聞いていただいて、私たちに伝えていただけてくれるところがあったと思います。そこは非常に大事だと思いますし、私たちもそういった意見で気づかされることも非常に多くありました。

また、それも大事ですが、もう少し、我々当局側にも改善しなければいけないところは多いと思うんですけれども、当局と市民とのつなぐかけ橋という役割を全うしていただきたいなというのは思っています。何も適当に予算案とか事業案を出しているわけではございませんで、やるべきことというものを本当に市役所の職員の皆さん、真面目に取り組まれている、私が今まで過ごしてきた国の職員と比べても、決してそれに劣るものではないですし、非常に真面目に市民の皆様に向き合っておられます。そういったこともある中で、こ

ちらが申し上げた案と、市民の皆様の前に代表して立っていただいている議会の皆様の意見をもっとすり合わせて、本当にいい案をつくり上げていかないと、もっと対話を密にしなければいけないというふうに思っております。こういった平場で議論を闘わずよりかは、そういった調整をする時間というのはもっと多くあると思いますので、ぜひそういった、これからの下田市の総合計画にも「つながる」というのはキーワードでございますので、皆様がかけ橋となっていただき、我々も橋のたもとでいろんなことを支援させていただきたいと思っておりますので、ぜひとも引き続き御協力をいただければと思います。

最後に、今までこのような、私のようなよそから来た、急に管理職に座った者も温かく迎え入れてくださった下田市役所の皆さんと、いつも議論にお付き合いいただきました下田市議会の皆さんと、また全ての市内の団体、企業、住民の皆さん、仕事でもプライベートでもいろいろお世話になりました。この場を借りて皆様に心から感謝を申し上げる次第でございます。下田で働いた経験というのは非常に僕の中では大きいものになりました。これからもこのまちに関わることがあれば、ぜひ協力させていただければと思ってございます。

これで退任の御挨拶とさせていただきます。今までありがとうございました。（拍手）

○議長（小泉孝敬君） 御挨拶ありがとうございました。長年にわたり市政発展のため、多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

皆様におかれましては、今後とも健康には十分留意されまして御活躍されることをお祈り申し上げます。

それでは、4人の方、前へお進みください。皆さんのちょうど正面に。カメラもありますから、議員のほうへ向いて。

長い間、本当に御苦労さまでした。皆さん、もう一度、拍手を願います。（拍手）

御苦労さまでした。

これをもって、令和3年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 3時40分閉会